

支援業務実施計画書

(支援業務の概要及び実施の方法に関する事項)

「NPO 法人ファミリーステーション Rin」は、住宅確保要配慮者が円滑に住居に入居できるよう支援するため、以下の業務を実施していくものとする。

1. 支援業務事業実施の背景及び方針等

当法人は、2004 年から日進市を中心として子育て支援事業を実施してきた。2012 年からは、DV 被害者支援のためのステップハウスを運営してきた。2019 年に居住支援法人として（認可日 2019 年 6 月 6 日）、住宅確保要配慮者居住支援事業を実施している。

今回、住宅セーフティネット法の改正を受けて既存の活動の見直しを行い、以下の居住支援業務、組織、運営に関する体制整備に基づいて的確に支援業務を行っていく。

2. 支援業務を行う区域

名古屋市、日進市、みよし市、長久手市、東郷町

3. 支援業務の対象とする住宅確保要配慮者の範囲

低額所得者、子どもを養育する者、DV 被害者、一人親世帯を主な対象者とする

4-1. 支援業務の具体的内容及び実施方法

(1) 登録事業者からの要請に基づく、登録住宅入居者の家賃債務の保証（法第 62 条第 1 号業務）

必要が生じた場合は、一般財団法人高齢者住宅財団（登録番号 国土交通大臣（2）第 4 号（登録年月日 2022 年 12 月 21 日）、認定番号 国土交通大臣（認定）第 1 号（認定年月日 2025 年 10 月 1 日）と連携して実施予定である。

(2) 住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報の提供、相談その他の援助（法第 62 条第 2 号業務）

①入居に関する相談、情報提供の実施

次のとおり相談窓口を開設し、入居相談と情報提供を行う。

【設置場所】当法人本部事務所（日進市香久山 1 丁目 601-203 号）または、南ヶ丘 Rin のおうち（日進市南ヶ丘 2 丁目 13-17）

【受付日時】 月～金曜日 9：00～17：00 5 日／週

電話、来所による相談対応、必要に応じて、訪問

物件内覧など土日の対応が必要な時は、検討の上対応も可能とする。

【相談体制】専門相談員 2 名 必要に応じて法人責任者が対応する

【周知方法】・当法人ホームページ、・リーフレット（行政相談窓口を設置を依頼）

②住まい探し・同行支援

・物件紹介 ・公営住宅案内 ・内覧同行

③入居手続き支援

- ・入居申し込み ・転居支援 ・転居に伴う手続き支援
- ④サブリースによる住宅確保要配慮者向けの民間賃貸住宅の提供
- ⑤その他
 - ・入居申請に至るまでの身辺状況・条件整理の支援

(3) 賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者の生活の安定及び向上に関する情報の提供、相談その他の援助（法第 62 条第 3 号業務）

- ①定期的な見守り、生活相談対応、必要な情報提供など
 - ・安否確認、情報提供
- ②食糧支援や交流の場の開催案内など
 - ・フードドライブや寄付品による支援、法人が行う交流会や居場所事業の案内
- ③サブリースによる住宅確保要配慮者向けの民間賃貸住宅入居者への生活再建支援
 - ・行政手続き・福祉サービス利用支援など

(4) 賃貸住宅の賃貸人に対する、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図るための必要な情報の提供（法第 62 条第 4 号業務）

賃貸住宅の賃貸人に対して、居住支援法人の支援内容などについて理解を得られるような情報提供に努める。また、要配慮者へのサブリースを目的に民間賃貸住宅をマスターリース契約することについても理解を得られるように努める。

(5) 借入人である住宅確保要配慮者からの委託に基づく、当該住宅確保要配慮者が死亡した場合における当該住宅確保要配慮者が締結した賃貸借契約の解除並びに当該住宅確保要配慮者が居住していた住宅及びその敷地内に存する動産の保管、処分その他の処理（法第 62 条第 5 号業務）

実施無し

(6) 附帯業務（法第 62 条第 6 号業務）

- ①就労支援・・・ハローワーク同行、地域での職業紹介等、障害者就労支援事業につなぐ等
- ②育児支援・・・見守りスタッフによる育児アドバイスやサポート、託児
- ③こどもの居場所・学習支援の手配・・・居場所事業と連携
- ④その他・・・必要に応じて医療機関や弁護士、専門家、相談窓口の紹介

4-2 住宅確保要配慮者から対価を得て支援業務を行う場合

(1) 当該支援業務の内容

- ①ステップハウスとしてサブリース物件を DV 被害者などに対して提供。
- ②各種支援
 - …生活支援の他、生活再建に向けた各種手続きや、医療機関同行、障害福祉サービスへのつなぎ、法的手続きの支援など、

(2) 対価及び提供の条件

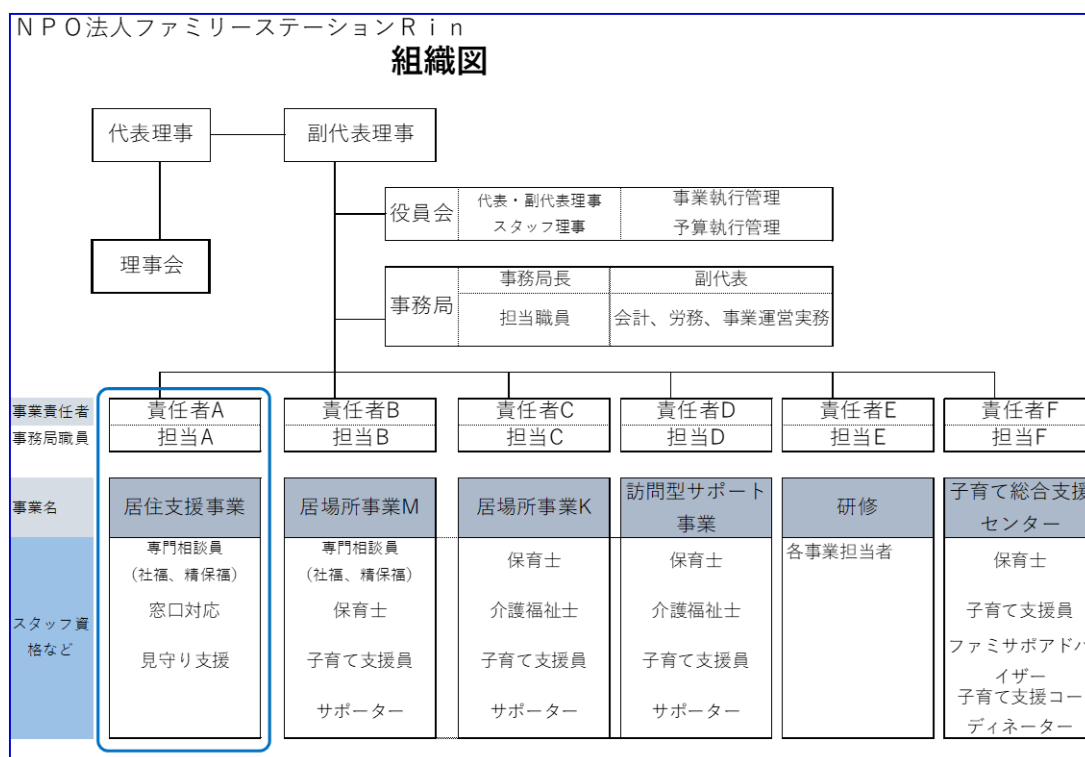
- ①ステップハウス入居時家賃・・・
 - 対象者から、利用料（家賃）の支払いを求めている。光熱水費は実費を支払う。
 - 該当月の前月に請求書を渡した上、銀行口座への振込または、現金での支払いとする。
- ②各種支援についての対価・・・現状では、対象者の状況を鑑みて対価を得ていない

(組織、人員及び運営に関する事項)

5. 支援業務の組織及び運営に関する事項

(1) 支援業務を実施する組織体制

組織図 (全体)



*会計処理について

- ・「認定 NPO 法人ファミリーステーション Rin」本部の本経理とは別会計・別通帳とする。
- ・債務保証業務及びこれに附帯する業務、残置物処理等業務及びこれに附帯する業務とそれら以外の業務で区分経理する。(法第 66 条)
- ・帳簿等は施錠できるキャビネットに保管する。
- ・保管方法は毎年度、事業ごとにファイリングする。
- ・帳簿の備付け等は、法第 67 条並びに合同規則 48 条及び第 49 条を遵守する。
- ・保管は 5 年とする。

(2) 人員・運営体制

<居住支援事務局>

所属名 居住支援法人すまいりん

責任者 1 名 (代表理事)

副責任者 1 名 (副代表理事)

事業責任者兼専門相談員 1 名 (常勤、他事業兼務)

専門相談員 1 名 (非常勤)

支援員兼事務局 4 名 (常勤・他事業兼務 2 名、非常勤・他事業兼務 2 名)

(3) 支援業務を行う事務所の所在地

①日進市香久山 1 丁目 601 番地 203 号

②日進市南ヶ丘 2 丁目 13-17

(4) 法人が居住支援事業を行う意思決定の経過

令和1年5月29日に開催した法人の2019年度第2回理事会において、居住支援法人の認可取得について諮り承認を得た。定款第5条第1項第1号多様な家族支援事業に該当する事業として承認を得ており、定款変更は予定していない。

(5) 個人情報の取り扱いについて

個人情報については、法人の個人情報取扱いにかかる社内規定に基づき、適正に管理する。

(地方公共団体並びに住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行う者との連携に関する事項)

(1) 地方公共団体との連携に関する事項

- ・愛知県居住支援協議会に加入し、法人部会などに積極的に参加し情報交換を行う。
- ・名古屋市居住支援ネットワーク連絡会に参加し、積極的に情報交換を行う。
- ・令和7年度に日進市地域福祉課主催で「日進市居住支援法人との連絡会」にて情報交換の場が設けられたことから、今後も継続して日進市との情報交換の場に参加する。
- ・各自治体の福祉関係担当窓口からの居住支援相談依頼のケースについては、情報共有しながら支援にあたる

(2) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行う者との連携に関する事項

- ・愛知県地域福祉課を中心として、困難女性支援法に基づき、ステップハウスやシェルターを運営する団体との連携体制の構築を図っている
- ・対象とする要配慮者の異なる居住支援法人や民間賃貸物件探しに強い不動産系の居住支援法人との連携体制の構築を図っていく。

(支援業務に係る人材の確保及び資質の向上に関する事項)

(1) 人材の確保及び資質の向上に関する事項

- ・全国居住支援協議会や愛知県居住支援協議会が行う各種研修会に参加し、住宅・福祉に関する専門的知識や多角的視点を得るとともに、全国の動向や先進的な優良な取組事例を把握する。
- ・名古屋市や日進市が行う連絡会において、他団体の活動内容に関する意見交換を行い、支援内容の研鑽に心がけるとともに、連携を深める。
- ・愛知県や名古屋市が困難女性支援法に関連する研修会を行う際には、積極的に参加し、相談支援について学ぶとともに、他機関多団体との連携をはかるように努める。
- ・人材の確保が必要となったときは、新規職員を募集する、または人事異動にて対応する。